



厚生労働省北海道労働局発表
平成 28 年 10 月 25 日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 新田 稔
主任監察監督官 山崎 陽子
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

月 80 時間を超える時間外・休日労働が行われた事業場は 46% ～長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止のための自主点検結果～

北海道労働局(局長 田中敏章)は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、「時間外労働・休日労働に関する協定届」(いわゆる「36協定」)を所轄の労働基準監督署長に届け出た事業場のうち、その協定内容が1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が可能となっているものを対象に、定期的に事業主自ら点検し、その結果に基づき自主的な改善を促す取組(自主点検)を行っています。

この自主点検の主な内容は、直近1年間の時間外・休日労働時間数や労働者の健康管理に係る措置の実施状況及びその改善方法などとなっています。

今般、本年11月の「過重労働解消キャンペーン」(注)期間を前に、平成28年3月から4月までの間に上記の協定内容の36協定を届け出た事業場に対し、その実施を求めた自主点検(2,020事業場)のうち、労働局に自主点検結果を提出した1,636事業場について、以下のとおり取りまとめたので公表します。

北海道労働局では、今後も自主点検の取組を継続して実施するとともに、1か月に80時間を超える時間外・休日労働が行われている事業場などに対し、重点的に監督指導を実施していく方針です。

自主点検結果の概要(資料参照)

1 自主点検結果の提出状況

自主点検の実施結果を労働局に提出した事業場数は1,636事業場、点検対象となった労働者数は66,509人。

2 時間外・休日労働の状況

1か月に80時間を超える時間外・休日労働が行われた事業場は46%、755事業場。

事業場における繁忙月に1か月に80時間を超える時間外・休日労働に従事した労働者は11%、7,550人。

3 労働者の健康管理に係る措置の実施状況

定期健康診断を実施している事業場は93%、1,518事業場。

衛生委員会において長時間労働による健康障害の防止対策の調査審議等を行っている事業場は80%、1,315事業場。

(注)別添のリーフレット参照

平成28年3月から4月までの間に、1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が可能となっている「時間外労働・休日労働に関する協定届」（いわゆる「36協定」）を所轄の労働基準監督署長に届け出た事業場に対し、その実施を求めた自主点検（2,020事業場）のうち、労働局に自主点検結果を提出した1,636事業場についての実施結果は、別紙の表「自主点検実施結果一覧」のとおりです。

1 点検結果提出事業場等

自主点検を実施し、点検結果を労働局に提出した事業場（以下「提出事業場」という。）数は1,636事業場、点検対象となった労働者数は66,509人でした。

2 時間外・休日労働の状況

直近1年間における1か月の時間外・休日労働時間数が最長の労働者について、その最長時間数別の事業場数、事業場の繁忙月における1か月の時間外・休日労働時間数別の労働者数の状況は図1のとおりです。

1か月に80時間を超える時間外・休日労働が行われた事業場数は、提出事業場の46%、755の事業場であり、繁忙月において1か月に80時間を超える時間外・休日労働に従事した労働者数は、点検対象となった労働者の11%、7,550人となっています。

そのうち1か月に100時間を超える時間外・休日労働が行われた事業場数は、提出事業場の27%、440の事業場であり、繁忙月において1か月に100時間を超える時間外・休日労働に従事した労働者数は、点検対象となった労働者の5%、3,401人となっています。（図1）

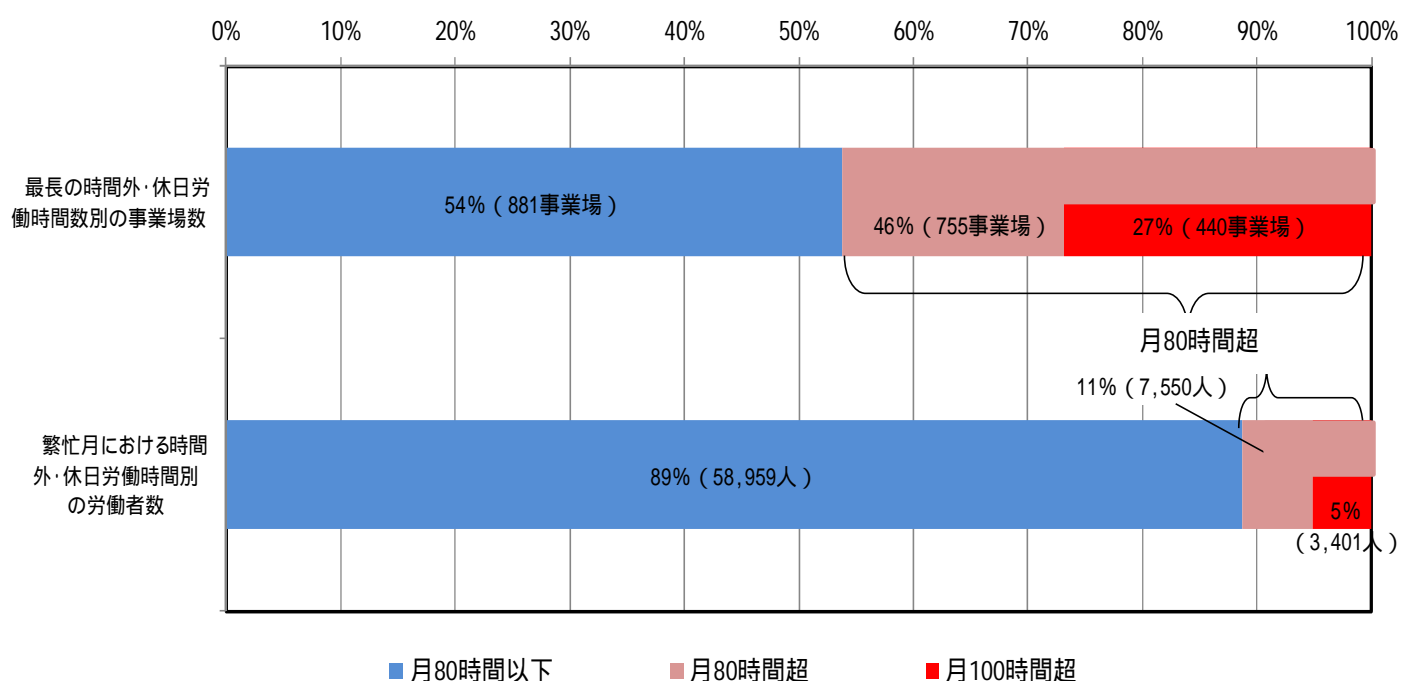


図1 1か月の時間外・休日労働時間数の事業場及び労働者の割合(事業場数、労働者数)

3 特別条項付き時間外労働協定の運用状況

特別条項により時間外労働協定の限度時間（注）を超えて行った時間外労働があった事業場数は、提出事業場の 33%、543 の事業場でした。そのうち、特別条項により限度時間を超えて行った時間外労働の回数（回数の定めがない場合は月数）が、1年の半分に相当する回数（月数）を超えていた事業場数は、提出事業場の 6%、96 の事業場でした。（図 2）

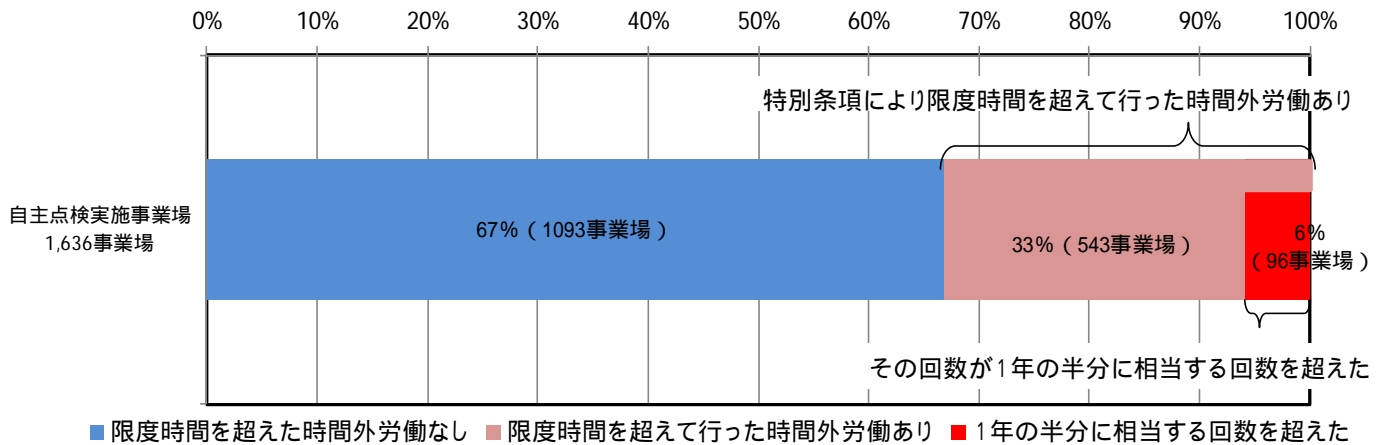


図 2 特別条項により限度時間を超えて行った時間外労働のあった事業場の割合（事業場数）

(注) 「時間外労働の限度に関する基準」(平成 10 年労働省告示第 154 号、以下「限度基準」といいます。)において、1 か月 45 時間など延長時間の限度（以下「限度時間」といいます。）が定められており、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、いわゆる「特別条項付き時間外労働協定」を締結すれば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。この場合、その理由は一時的又は突発的なものに限られ、全体として 1 年の半分以上を超えないことが見込まれるものである必要があります。

以下の事業又は業務には限度時間が適用されません。

- 工作物の建設等の事業
- 自動車の運転の業務
- 新技術、新商品等の研究開発の業務
- 厚生労働省労働基準局長が指定する事業又は業務（ただし、1 年間の限度時間は適用されます。）

● 延長時間の限度

(1) 一般の労働者の場合

□ 36 協定で定める延長時間は、最も長い場合でも次の表の限度時間を超えないものとしなければなりません。

期 間	限度時間
1 週 間	□ 15 時間
2 週 間	□ 27 時間
4 週 間	□ 43 時間
1 か 月	□ 45 時間
2 か 月	□ 81 時間
3 か 月	□ 120 時間
1 年 間	□ 360 時間

※一定期間が左の表に該当しない場合の限度時間は、計算式で求める時間となります。（具体的な計算式は、労働基準監督署にお問い合わせください。）

※限度時間は法定の労働時間を超えて延長することができる時間数を示すものです。また法定の休日の労働を含むものではありません。

(2) 対象期間が 3 か月を超える 1 年単位の変形労働時間制の対象者の場合

□ 対象期間が 3 か月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者についての延長時間は、上記(1)とは異なり、最も長い場合でも次の表の限度時間を超えないものとしなければなりません。

期 間	限度時間
1 週 間	□ 14 時間
2 週 間	□ 25 時間
4 週 間	□ 40 時間
1 か 月	□ 42 時間
2 か 月	□ 75 時間
3 か 月	□ 110 時間
1 年 間	□ 320 時間

※一定期間が左の表に該当しない場合の限度時間は、計算式で求める時間となります。（具体的な計算式は、労働基準監督署にお問い合わせください。）

※限度時間は法定の労働時間を超えて延長することができる時間数を示すものです。また法定の休日の労働を含むものではありません。

（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 「時間外労働の限度に関する基準」パンフレットより作成）

4 労働者の健康管理に係る措置の実施状況

- (1) 定期健康診断を実施している事業場数は、提出事業場の93%、1,518の事業場です。
- (2) 労使が参加する衛生委員会における長時間労働による健康障害の防止対策の調査審議等について、提出事業場の状況及びそのうち1か月に80時間を超える時間外・休日労働が行われた事業場における状況は図3のとおりです。

提出事業場においては、全体の80%、1,315の事業場で調査審議等が行われています。

1か月に80時間を超える時間外・休日労働が行われた事業場においては、その81%、614の事業場で、調査審議等が行われています。(図3)

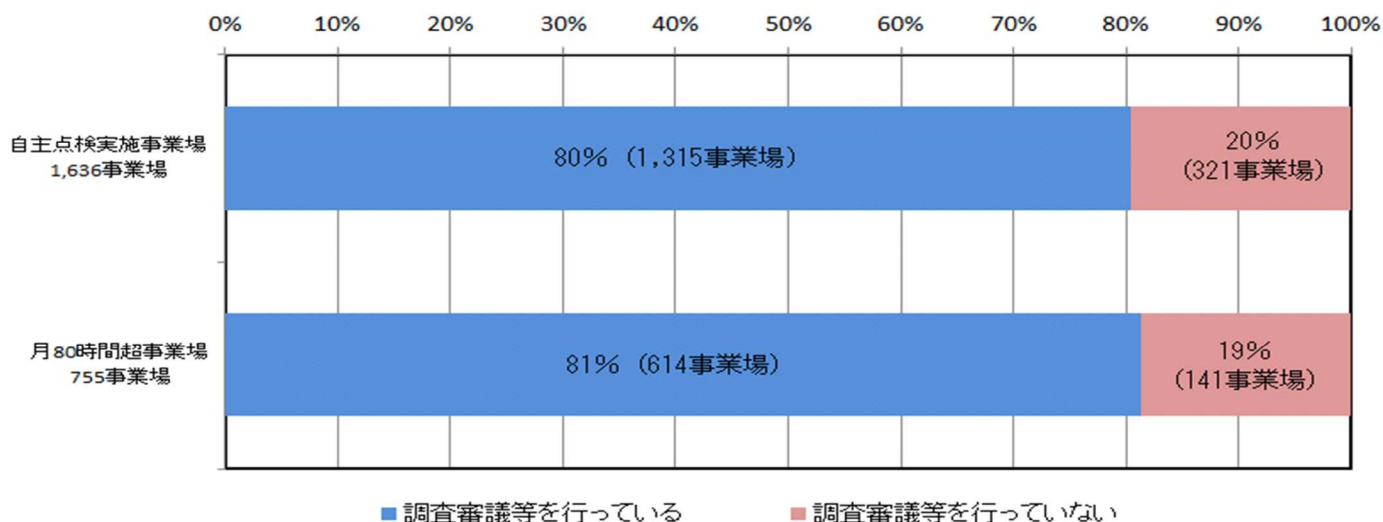


図3 衛生委員会において長時間労働による健康障害の防止対策について調査審議等を行っている事業場の割合(事業場数)

- (3) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導等
- ア 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え申し出のあった労働者に対する医師による面接指導の状況は図4のとおりです。

提出事業場の78%、1,275の事業場で面接指導を実施することとしています。

- イ 上記アの労働者以外で、健康への配慮が必要な労働者に対する医師による面接指導等(面接指導に準ずる措置を含む)の状況は図5のとおりです。

提出事業場の49%、796の事業場で制度を設けています。

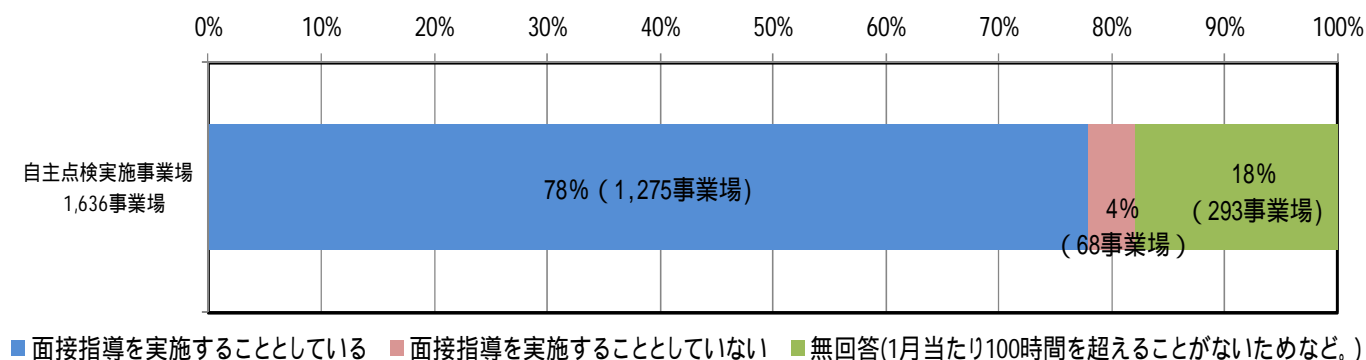


図4 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え申し出のあった労働者に対する医師による面接指導を実施することとしている事業場の割合(事業場数)

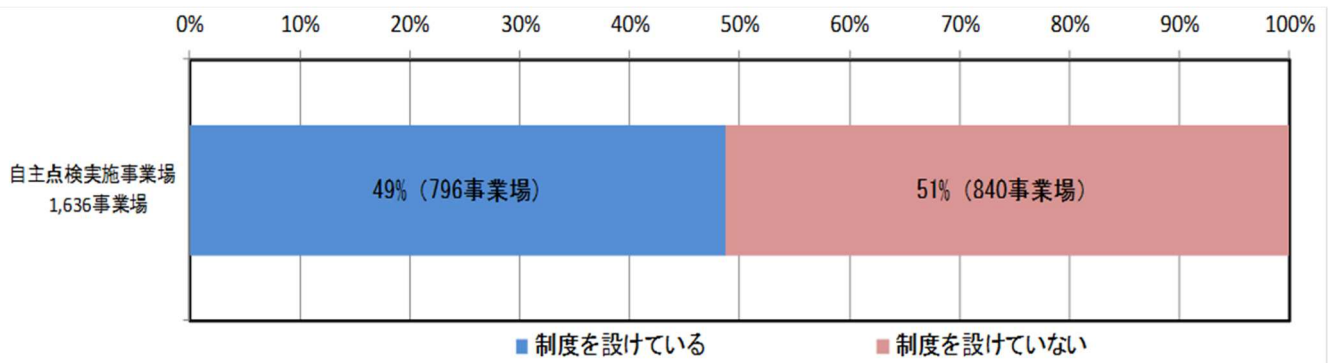


図5 上記アの労働者以外で健康への配慮が必要な労働者に対する医師による面接指導等(面接指導に準ずる措置を含む)の制度を設けている事業場の割合(事業場数)

自主点検実施結果一覧 (単位:事業場数。ただし、労働者数は人数)

自主点検を実施した対象の合計	自主点検実施を求めた数(発送数)		2,020
	回答数		1,636 (100%)
	(上記事業場の所属労働者数)		66,509 (100%)
1か月の時間外・休日労働時間数が最も長い労働者の当該時間数 注1	月80時間以下		881 (54%)
	(労働者数) 注2		58,959 (89%)
	月80時間超		755 (46%)
	(労働者数) 注2		7,550 (11%)
	月80時間超～月100時間以下		315 (19%)
	(労働者数) 注2		4,149 (6%)
	月100時間超		440 (27%)
(労働者数) 注2		3,401 (5%)	
特別条項付き時間外労働協定の運用状況 注3	特別条項により限度時間を超えて行った時間外労働があり	その回数(又は月数)が1年の半分に相当する回数を超えた	96 (6%)
		その回数(又は月数)が1年の半分に相当する回数以下	447 (27%)
			543 (33%)
	限度時間を超えた時間外労働なし		1,093 (67%)
定期健康診断 注4	毎年1回以上実施している		1,518 (93%)
	実施しない年がある又は未実施		118 (7%)
衛生委員会等における長時間労働による健康障害の防止対策について 注5	調査審議等を行っている		1,315 (80%)
	(1か月の時間外・休日労働時間数が月80時間超の事業場)		614 (81%)
	調査審議等を行っていない		321 (20%)
	(1か月の時間外・休日労働時間数が月80時間超の事業場)		141 (19%)
医師による面接指導 (時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者であって申し出のあった者に対する医師による面接指導) 注6	面接指導を実施することとしている		1,275 (78%)
	面接指導を実施することとしていない		68 (4%)
	無回答 注7		293 (18%)
医師による面接指導等 (上記の労働者以外の労働者に対する面接指導及び面接指導に準ずる措置) 注8	制度を設けている		796 (49%)
	制度を設けていない		840 (51%)

注1 点検の対象期間は直近1年間です。

注2 事業場における繁忙月において、当該時間外・休日労働を行った人数

注3 「時間外労働の限度に関する基準」(平成10年労働省告示第154号、以下「限度基準」といいます。)において、1か月45時間など延長時間の限度(以下「限度時間」といいます。)が定められており、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、いわゆる「特別条項付き時間外労働協定」を締結すれば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。この場合、その理由は一時的又は突発的なものに限られ、全体として1年の半分以上を超えないことが見込まれるものである必要があります。

以下の事業又は業務には限度時間が適用されません。

工作物の建設等の事業
自動車の運転の業務
新技術、新商品等の研究開発の業務
厚生労働省労働基準局長が指定する事業又は業務(ただし、1年間の限度時間は適用されません。)

注4 事業者は、常時使用する労働者について、1年以内ごとに1回(深夜業等の特定の有害業務などに従事する者については6ヶ月以内ごとに1回)、定期的に健康診断を実施する必要があります(労働安全衛生法第66条)。

注5 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には、衛生委員会等で調査審議を行うこと(労働安全衛生法第18条、労働安全衛生規則第22条)、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することが必要です。

注6 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者から申出があった場合は医師による面接指導を行わなければなりません(労働安全衛生法第66条の8)。

注7 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超えることがないためなどを含む。

注8 注6に該当する労働者以外で健康への配慮が必要な者については、面接指導等必要な措置を講ずるよう努める必要があります(労働安全衛生法第66条の9)。

面接指導に準ずる措置の例としては次のようなものがあります。

労働者に対し保健師等による保健指導を行う
疲労蓄積度を把握し、必要な労働者に対し面接指導を行う
事業者が産業医等から事業場の健康管理について助言を受ける